

台東区職員のソーシャル・メディア利用に関するガイドライン

1. 趣旨

ツイッター (Twitter) やフェイスブック (Facebook) などに代表されるソーシャル・メディアは、自らが直接的に社会へ向けて情報発信を容易に行うことができる手段として、スマートフォン、タブレットなどの携帯端末や Wi-Fi (無線LAN) などによる通信技術の向上とともに急速に普及している。ソーシャル・メディアは、情報発信の手軽さ、即時性、更新が容易であるなど、住民への情報発信、意見聴取、情報共有化などを進めていくためにも、優れた情報伝達手段といえる。

一方、情報発信の内容によっては、誤解を招いたり、「問題発言」として捉えられるなど意図しない社会問題を引き起こしたり、区政に多大な影響を及ぼすこともある。

また、公職選挙法の一部を改正する法律で解禁されるインターネットを利用した選挙活動(ネット選挙運動) では、候補者のWebサイト(Twitterアカウント) に、誹謗中傷などの「書き込み」や、候補者のふり(なりすまし) をして、偽のつぶやきをするなどの問題も危惧される。

そこで、台東区職員(以下「職員」という。) が、ソーシャル・メディアを利用する際の基本的な考え方を明らかにするため、「台東区職員のソーシャル・メディア利用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。) を以下のとおり定めるものとする。

2. 目的

職員が公私を問わず、ソーシャル・メディアを利用する際の情報発信、取扱い及び保護等留意すべき事項を示すことで、利用に伴うリスクを未然に防止し、ソーシャル・メディアの有効利用を図ることを目的とする。

3. 適用範囲

このガイドラインは、地方公務員法の一般職、特別職の区別なく職員(常勤、非常勤、臨時職員) である者が、公私を問わず、ソーシャル・メディアを利用する際に適用する。(公職選挙法に基づき選ばれる者を除く。)

4. 用語の定義

ソーシャル・メディアとは、インターネット上で提供されるウェブ(Web) サービスを利用して、サービスの利用者自身が情報を発信し、又は相互に情報のやりとりを行うことができる情報伝達媒体のことで、ツイッター (Twitter)、フェイスブック (Facebook)、ミクシー (mixi) などのソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)、ブログ (Blog)、電子掲示板 (BBS)、動画の共有及び中継サイト(Youtube、ニコニコ動画、Ustream等) などがある。

5. ソーシャル・メディア利用にあたっての留意事項

- (1) ソーシャル・メディアを利用して、情報を発信する場合には、その及ぼす社会的影響を十分に認識するとともに、職員であることの自覚と責任を持つこと。
- (2) 地方公務員法、改正公職選挙法その他関係法令及び職員の服務や情報の取扱いに関する規程を遵守すること。
- (3) 基本的人権を尊重し、他者を誹謗中傷、侮蔑、名誉を棄損するような情報発信はしないこと。また、思想、宗教、信条等への差別又は差別を助長させる情報を発信しないこと。
- (4) 肖像権、プライバシー権又は著作権、商標権等、第三者の権利を侵害しないこと。
- (5) 台東区情報セキュリティ基本方針に則り、個人情報の漏えいに注意し、守秘義務を遵守するとともに、職務上知り得た秘密情報(一般的に知られていない又は知らせてはいけない情報)を発信しないこと。また、業務上で知りえた情報が一般に周知されていることであっても、発信する場合は、区又は関係者に迷惑がかからないよう配慮すること。
- (6) 違法若しくは不適切な情報、それらの行為を煽る情報又は閲覧者に損害を与えようとするサイト、わいせつな内容を含むサイトなど公序良俗に反する一切のサイト情報及びリンク先情報を発信しないこと。
- (7) ソーシャル・メディアは、不特定多数の人がアクセスできるオープンな場であることを理解し、発信する内容について誤解を招かないよう慎重な態度でのぞむこと。また、インターネット上に発信された内容は改ざんの危険もあるため、その記録を取るよう努めること。
- (8) 発信する情報は正確を期するとともに、虚偽の内容や正否が確認できない情報(噂や流説など)は発信しないこと。また、発信内容に誤りがあった場合は、速やかに訂正すること。一度発信した情報は、完全な削除が難しいため、特に発信を迷った場合は発信しないようにすること。
- (9) 自ら発信した情報により、意図せずして他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに正しく理解してもらうよう努めること。また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、他者への敬意を払う傾聴の姿勢を保ち、冷静に対応しつつ無用な議論は行わないよう節度ある態度をとること。
- (10) 区政や組織に関する情報は、個人的立場による発信であっても読み手側にとって職員又は一定の関係者として理解され、その記述が誤解され、問題となる場合があるので十分注意すること。

付 則

本ガイドラインは、平成25年 7月 4日から施行する。

作成 企画財政部 情報システム課